

【福祉用具購入における事業者登録について(受領委任払い)】

◆特定福祉用具販売事業所の指定を受けていることが前提です。

①受領委任払い取扱事業者として登録するため、市へ届出を行います。

＜申請書類＞

- 1 福祉用具購入費等登録事業者登録申請書（別記様式第1号）
- 2 福祉用具購入費受領委任に係る誓約書（別記様式第2号）
- 3 暴力団等の排除に関する誓約書
- 4 同意書（HP掲載関係）
- 5 市税の完納証明書



②和歌山市が登録を決定したときは、登録通知書が送付されます。

和歌山市が申請内容を審査し、登録することを決定したときは、福祉用具購入費等登録事業者登録通知書（別記様式第3号）により登録事業者に通知します。



③登録が完了します。

福祉用具購入費等登録事業者の名簿が作成されます。

受領委任払いの申請手続きで、福祉用具等を販売することができます。

提出書類と記入上の注意点

福祉用具購入費等登録事業者登録申請書（別記様式第1号）

- ・届出者欄は、事業者の所在地・名称等を記入し、代表者印を必ず押印してください。

福祉用具購入費等受領委任に係る誓約書（別記様式第2号）

- ・内容を熟読のうえ、事業者の所在地及び名称等を記入し、代表者印を押印してください。

暴力団等の排除に関する誓約書

- ・内容を熟読のうえ、事業者の所在地及び名称等を記入し、代表者印を押印してください。

同意書（HP掲載関係）

- ・内容を確認のうえ、事業者の所在地及び名称等を記入し、代表者印を押印してください。

市税の完納証明書

（法人事業者の場合）

- ・完納証明書（発行日から3カ月以内のもの）を提出してください。ただし、本店・受任営業所所在地を管轄する市町村が完納証明書を発行していない場合は、法人市町村民税・固定資産税に係る納税証明書を提出してください。

(個人事業者の場合)

- ・完納証明書（発行日から3カ月以内のもの）を提出してください。ただし、住所地を管轄する市町村が完納証明書を発行していない場合は、市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書を提出してください。

(その他)

- ・写しでの提出も認めます。
- ・固定資産税については、課税されていない方は提出の必要はありません。

登録事業者の更新について

今回の登録事業者の登録の有効期間は、2028年11月末日までとなっています。

登録申請については随時受付けています。

2028年12月以降からは3年ごとに更新手続きが必要となり、その後受領委任払制度を利用する場合には更新申請が必要となります。

登録内容に変更があった場合

福祉用具購入費等登録事業者登録事項変更届出書（別記様式第4号）を提出してください。
変更する事項のみ記入してください。

登録事業者の廃止・休止・再開について

廃止・休止・再開をする際にはそれぞれ廃止前・休止前・再開前に福祉用具購入費等登録事業者事業廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号）を提出してください。

支給に際しての注意点

- ・要介護認定申請中に福祉用具購入し、認定結果が非該当となった場合等、保険給付の支給要件を満たさない場合は、受領委任に係る保険給付分（7割、8割又は9割分）の支給を受けられませんので、ご注意ください。
- ・過去1年以内に福祉用具購入がなされた場合、支給限度残額に変更が生じていますので、事前に介護保険課で残額の確認をしてください。